

第 37 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和4年11月28日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1 番	小川 太一	出	2 番	森田 久生	出	3 番	伊藤 和雄	出
4 番	田中 敏夫	出	5 番	渡邊 勉	出	6 番	加藤 寛	出
7 番	横井 啓行	出	8 番	藤田 則幸	出	9 番	松葉 里美	出
10 番	伊藤 幸子	出	11 番	藤田 一房	出	12 番	石原 昭彦	出
13 番	二宮 義隆	出	14 番	山田 陽一	出	15 番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前9時45分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p> <p style="margin-top: 20px;">市長挨拶(日沖 靖)</p>	<p>ただいまから第37回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会に先立ちまして、市長から御挨拶させていただきます。</p> <p style="margin-top: 20px;">おはようございます。農業委員さんには、大変御尽力いただきました。本当にありがとうございます。皆様のおかげで、農地の健全な運用等が守られてまいりました。引き続きの方も退任される方もいらっしやいます。引き続き、色々な形で御協力いただくことを切にお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第37回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第37回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、9番議席松葉里美委</p>

<p>(日程第2)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>員と、10番議席伊藤幸子委員のお二人を指名させていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、報告第82号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p> <p>日程第2 報告第82号 農地法第18条の規定による合意解約通知について 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、2件、4筆、面積3,980㎡であることを報告します。</p> <p>報告第82号については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。</p>
<p>(日程第3)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第222号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第3 議案第222号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求め。令和4年11月28日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、6件、15筆、面積9,457㎡です。 ＜42番案件＞の申請地は、北勢町別名地内の田です。 譲受人である北勢町別名の■■■■が、北勢町別名の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、864㎡を売買により譲り受ける申請</p>

です。

この農地は、昨年に建売分譲住宅への転用申請がありましたが、計画断念により、許可取消手続きがあり、その後3条申請があったものです。

<43番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の田です。

譲受人である大安町石樽南の[]が大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の2筆、4,600㎡を売買により譲り受ける申請です。

<44番案件>の申請地は、大安町石樽下地内の畑です。

譲受人である大安町高柳の[]が大安町高柳の[]が所有する議案書に記載の2筆990㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<45、46番案件>の申請地は、北勢町新町地内の農用地の畑です。

譲受人である北勢町飯倉の[]が北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の5筆2,385㎡を売買により譲り受ける申請です。

<47番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。

譲受人である四日市市の[]が北勢町麻生田の[]が所有する議案書に記載の2筆618㎡を売買により譲り受ける申請です。

以上6件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、当議案を採決いたします。

議案第222号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手であります。

よって本申請につきましては、許可することといたします。

(日程第4)

議長

続きまして、議案第223号「農地法第5条の規定による農地等の

<p>(日程第 5) (日程第 6)</p> <p>事務局</p>	<p>所有権移転許可申請承認について」、議案第 224 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」及び議案第 225 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用賃貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第 4 議案第 223 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 4 年 11 月 28 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、8 件、18 筆で 13,021 m²です。 <49 番案件>は、員弁町畑新田地内の畑です。 農地区分は、わたなべ整形外科及び小笠原内科が 500m 以内にあるため 3 種農地です。現況は畑です。 転用計画としては、四日市市の ████████ が、員弁町畑新田の ████████ が所有する議案書に記載の 1 筆、296 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は盛土工事を行い、周囲はコンクリートブロックを施工し土砂及び雨水の流入を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。 <50 番案件>は、大安町宇賀地内の登記地目山林ですが、現況が畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、大阪府大阪市に住所を有する ████████ が、兵庫県神戸市の ████████ が所有する議案書に記載の 1 筆、1,295 m²を、太陽光発電用地として転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみ行い、切土盛土は行いません。 取水はありません。周囲にフェンスを設置します。雨水排水は自然浸透です。 <51 番案件>は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は 2 種農地で、現況は畑です。 転用計画としては、大安町石樽東の ████████ が、大安町石樽東の ████████ が所有する議案書に記載の 1 筆、301 m²を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p>
---------------------------------------	--

土地造成は盛土工事を行い、周囲にコンクリート壁を施工し、土砂及び雨水の流入を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設道路側溝へ放流します。

なお、この案件は3,000㎡を超えた転用ですので、三重県農業会議常設審議委員会への審議案件となります。

<56番案件>は、北勢町麻生田地内の畑です。

農地区分は、水野眼科及びかずみ内科消化器内科が500m以内にあるため3種農地です。現況は田です。

転用計画としては、四日市市の■■■■が、北勢町麻生田の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、529㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土工事を行い、周囲にコンクリート壁を施工し、土砂及び雨水の流入を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設道路側溝へ放流します。

事務局

続きまして、日程第5 議案第224号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年11月28日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤和雄

今回の申請は、2件、16筆で31,099㎡です。

<16番案件>は、北勢町阿下喜地内の田です。

農地区分は、西岡歯科医院及びいなべ市防災拠点施設が500m以内にあるため3種農地です。

転用計画としては、賃借人である四日市市に住所を有する■■■■が、北勢町阿下喜の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、4,067㎡を、店舗用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、最大約3.2mの盛土を行い、周囲にコンクリートブロック擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設道路側溝へ放流します。

なお、この案件は3,000㎡を超えた転用ですので、三重県農業会議常設審議委員会への審議案件となります。

<17 番案件>は、大安町門前地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、賃借人である東京都に住所を有する [] が、大安町門前の [] が所有する議案書に記載の 14 筆、27,032 m²を、太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地のみ、取水はなく、雨水は自然浸透にて処理し、周囲に高さ 30 cmの土堰堤を設置し、雨水の越流を防ぎます。

また周辺に高さ 1.5mのフェンスを設置し、安全性への配慮がなされています。

なお、この案件は 3,000 m²を超えた転用ですので、三重県農業会議常設審議委員会への審議案件となります。

事務局

続きまして、日程第 6 議案第 225 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 4 年 11 月 28 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、1 件、1 筆で 379 m²です。

<15 番案件>は、北勢町其原地内の畑です。

農地区分は、水野眼科及びかずみ内科消化器内科が 500m以内に
あるため 3 種農地です。

転用計画としては、使用借人である北勢町其原の [] が、北勢町其原の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、379 m²を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地し砂利敷とし、周囲にコンクリートブロック擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透で処理します。

以上、5 条所有権移転 8 件、賃貸借 2 件、使用貸借 1 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、11月25日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第223号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」8件、議案第224号「農地法第5条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」2件及び議案第225号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第223号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本議案につきましては、[]に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当案件のみ[]を除いて採決を採りたいと思います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第224号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本議案につきましては、[]に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当案件のみ[]を除いて採決を取りたいと思います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>

	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続いて、議案第 225 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 当案件は、全委員にお諮りいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>(日程第 7) 議長 続きますして、議案第 226 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第 7 議案第 226 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 4 年 11 月 28 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 4 件、11 筆、3,538 m²です。 <38 番案件>の申請地は、北勢町東貝野地内の台帳地目、畑です。 願出者は北勢町東貝野の [] で、昭和 60 年頃から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p><39 番案件>の申請地は、大安町高柳地内の台帳地目、田です。 願出者は大安町高柳の [] で、昭和 60 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><40 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、田です。 願出者は北勢町阿下喜の [] で、昭和 54 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。</p> <p><41 番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の台帳地目、田です。 願出者は菰野町の [] で、平成 3 年頃から砂利碎石プラント用地に転用し、現在に至っております。</p>
--	--

		<p>以上４件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後２０年以上経過した土地についての証明です。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
		<p>特に無いようですので、議案第２２６号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
5 その他	議長	<p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
	事務局	<p>(事務連絡)</p>
	議長	<p>最後に私から御挨拶をさせていただきます。</p> <p>色々と３年間お世話になりました。月日が経つのは早いもので皆様とお別れすることが実感として迫ってまいりました。３年間、滞りなく協議できたのも、皆様方の温かい御支援と御協力のお陰だと深く感謝を申し上げます。</p> <p>また今回の任期をもってほとんどの方が委員を代わられます。また外から委員会を見ていただいて、今まで培った色々な経験を私共に御指導、御鞭撻をいただければ心強い限りです。今後ともよろしくお願い申し上げます。最後になりますが、それぞれの場所で皆様の御健勝と御活躍をお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございました。</p>
6 閉会の宣言	議長	<p>それでは、これをもちまして第３７回農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
		<p>【午前９時４５分閉会】</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
